

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

（変更後） ドン・キホーテ川口新井路店

埼玉県川口市大字西新井宿字南原八十一番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆雄

東京都江戸川区北葛西四―十四―一

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和元年九月二十五日

ニ 届出年月日

令和三年十一月十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月十日から令和四年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課